

(仮称) 南薩地区新クリーンセンター
生活環境影響調査

報 告 書

令和2年6月

南薩地区衛生管理組合

目 次

	頁
第1章 施設の設置に関する計画等	1
1 施設の設置者の氏名及び住所.....	1
2 施設の設置場所.....	1
3 設置する施設の種類.....	4
4 事業の必要性.....	4
5 エネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設）の概要.....	5
(1) 施設において処理する廃棄物の種類	5
(2) 施設の処理能力	5
(3) 施設の処理方式	6
(4) 施設の構造及び設備	7
6 マテリアルリサイクル推進施設（粗大ごみ処理施設）の概要.....	13
(1) 施設において処理する廃棄物の種類	13
(2) 施設の処理能力	13
(3) 施設の処理方式	14
(4) 施設の構造及び設備	15
7 搬入計画.....	17
8 環境保全対策.....	19
(1) 大気質	19
(2) 騒音	20
(3) 振動	21
(4) 悪臭	22
(5) 水質	24
(6) 景観	24
第2章 地域の概況調査	25
1 社会環境の状況.....	26
(1) 人口	26
(2) 交通	29
(3) 土地利用	31
(4) 水利用	33
2 自然環境の状況.....	35
(1) 気象	35

(2) 水象	36
(3) 地形、地質	38
(4) 災害の状況	46
3 法令による指定地域等	48
(1) 大気質	48
(2) 騒音	49
(3) 振動	54
(4) 悪臭	57
(5) 水質	61
(6) 土壌	69
第3章 生活環境影響調査項目の選定	72
第4章 生活環境影響調査の結果	74
1 大気質	74
(1) 調査対象地域	74
(2) 現況把握	74
(3) 予 測	104
(4) 影響の分析	132
2 騒音	135
(1) 調査対象地域	135
(2) 現況把握	135
(3) 予 測	141
(4) 影響の分析	152
3 振動	154
(1) 調査対象地域	154
(2) 現況把握	154
(3) 予 測	159
(4) 影響の分析	166
4 悪臭	168
(1) 調査対象地域	168
(2) 現況把握	168
(3) 予 測	172
(4) 影響の分析	177

5	水質	178
	(1) 調査対象地域	178
	(2) 現況把握	178
	(3) 予 測	183
	(4) 影響の分析	185
6	土壌	186
	(1) 調査対象地域	186
	(2) 現況把握	186
	(3) 予 測	191
	(4) 影響の分析	194
7	動物	195
	(1) 調査対象地域	195
	(2) 現況把握	195
	(3) 予 測	221
	(4) 影響の分析	224
8	植物	225
	(1) 調査対象地域	225
	(2) 現況把握	225
	(3) 予 測	244
	(4) 影響の分析	249
9	生態系	250
	(1) 調査対象地域	250
	(2) 現況把握	250
	(3) 予 測	258
	(4) 影響の分析	264
10	景観	265
	(1) 調査対象地域	265
	(2) 現況把握	265
	(3) 予 測	275
	(4) 影響の分析	287
	第5章 総合的な評価	288

第 1 章 施設の設置に関する計画等

1 施設の設置者の氏名及び住所

設置者の氏名：南薩地区衛生管理組合

管理者 本坊 輝雄

設置者の住所：鹿児島県南さつま市加世田川畑 2648 番地

2 施設の設置場所

鹿児島県南さつま市金峰町高橋 4148-2 番地 他(図1-1、図1-2参照)



図1-1 事業計画地位置図

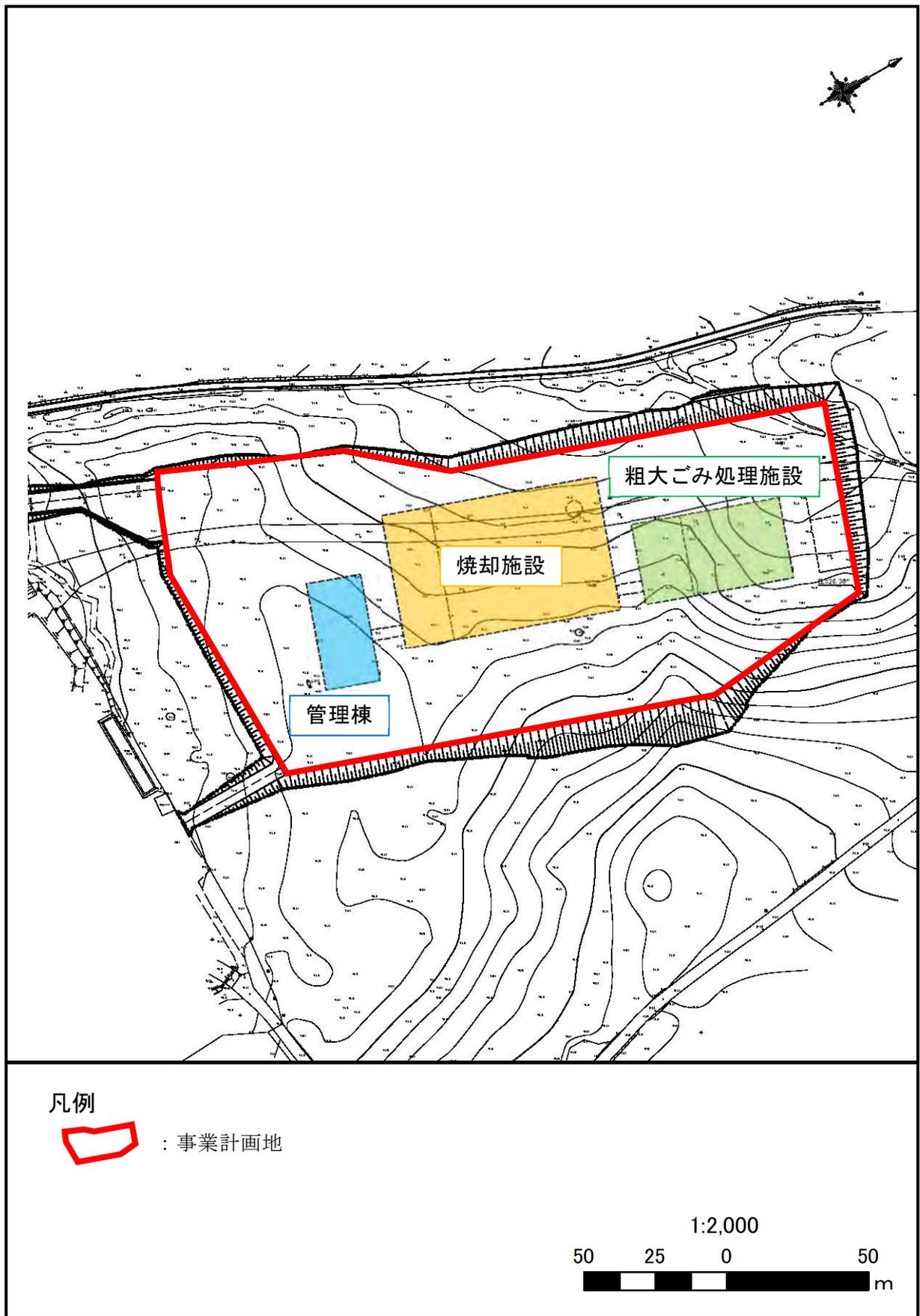


図 1 - 2 計画平面図

3 設置する施設の種類

エネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設）

マテリアルリサイクル推進施設（粗大ごみ処理施設）

4 事業の必要性

南薩地区衛生管理組合（以下、「本組合」とする。）を構成する市町村は南さつま市、枕崎市、日置市、南九州市の4市であり、管内で稼働している焼却施設は平成6年～平成11年に稼働開始した3施設があるが、最も新しい施設でも稼働して21年が経過し、老朽化が進んでおり、今後焼却能力が低下することや維持管理費が増加することが予測される。

このため、本事業では、管内の焼却施設を1箇所に集約し、廃棄物処理の効率化を図るとともに、粗大ごみ処理施設を併設することで資源化物の回収量の増加を図り、最終処分量の削減を目指すものである。

5 エネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設）の概要

(1) 施設において処理する廃棄物の種類

焼却施設における対象物は、以下のとおりとする。

- ◇可燃ごみ（草木、その他可燃物含む）
- ◇破碎・選別処理後の可燃残渣
- ◇し渣及び助燃剤
- ◇可燃性粗大ごみ
- ◇災害廃棄物（可燃物）

(2) 施設の処理能力

本施設は、令和6（2024）年度の施設稼働を予定している。「南薩地区新クリーンセンター施設整備基本計画」（平成31年3月）により、焼却施設の施設規模は145t/日とする。

なお、焼却施設の計画処理量は表1-1に示すとおりである。

表1-1 計画処理量（焼却施設）

項目	排出量		施設規模
	t/年	t/日	t/日
可燃ごみ(草木、その他可燃物含む)	30,849	—	—
破碎・選別処理後の可燃残渣	1,876	—	—
し渣及び助燃剤	1,716	—	—
可燃性粗大ごみ	925	—	—
小計	35,366	96.9	—
災害廃棄物(可燃物)	3,576	9.8	—
焼却施設計	38,942	106.7	145

出典：「南薩地区新クリーンセンター施設整備基本計画」（平成31年3月 南薩地区衛生管理組合）

備考：施設規模の算定方法は下記に示すとおりである。

$$\begin{aligned} \text{施設規模} &= (\text{計画年間日平均処理量}) \div \{ (\text{年間実稼働日数}) / 365 \text{日} \} \div (\text{調整稼働率}) \\ &= 106.7 \text{ t/日} \div (280 \text{日} / 365 \text{日}) \div 0.96 \\ &= 144.9 \text{ t/日} \approx 145 \text{ t/日} \end{aligned}$$

(3) 施設の処理方式

焼却施設の処理方式は、全連続運転式のストーカ炉（2系列）とする。

ストーカ式焼却炉の例を図1-3に示す。

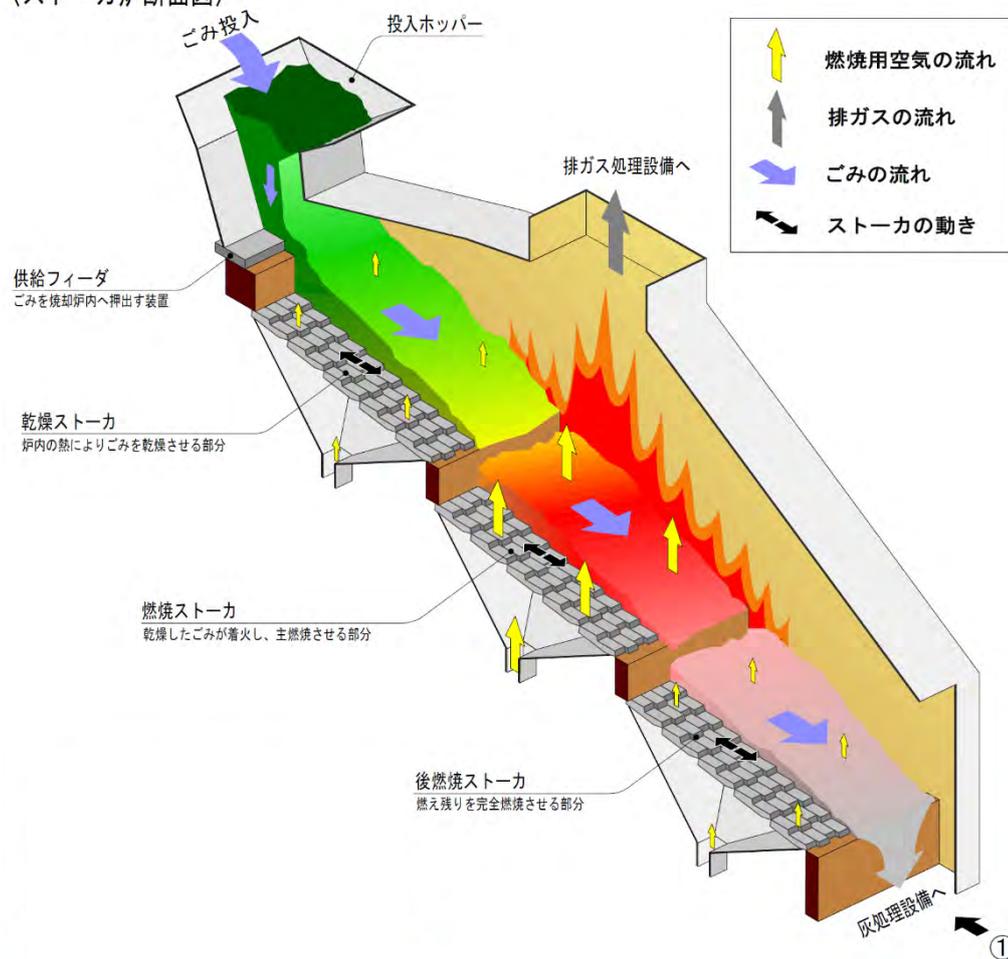
ストーカ式燃焼装置とは、可動する火格子（ストーカ）上で、ごみを攪拌、移動させながら、火格子下部から空気を送入し燃焼させる装置である。

ごみを完全燃焼することによってダイオキシン類等の有害物質の発生抑制、ならびに熱灼減量の低減を行うため、ごみ自動燃焼制御システムを導入する。

また、焼却炉の立上げ、立下げも自動にできるシステムを導入する。

近年では、次世代型ストーカ燃焼技術として、低空気比による排ガスの減少化、高温燃焼による排ガスのクリーン化、熱回収の効率化等の技術が進んでいる。

〈ストーカ炉断面図〉



出典：「名古屋市ホームページ」

図1-3 ストーカ式焼却炉の例

(4) 施設の構造及び設備

焼却施設全体の設備構成は表 1 - 2 に、基本処理フローは図 1 - 4 に示すとおりである。

表 1 - 2 焼却施設の主な設備構成

項目		主な設備構成
主要設備	受入供給設備	計量機 ロードセル式 3 基 (搬入用 2 基、搬出用 1 基) ※最大秤量: 30t 最小目盛: 10kg
		その他 ピット・アンド・クレーン方式 ・プラットフォーム床幅: 18m 以上 ・ごみピット容量: 7 日分以上 (約 3,650m ³ 以上) ・投入扉: 3 基以上 ・ごみクレーン: 全自動方式 2 基 (ポリップ式又はフォーク式バケット)
	前処理設備	切断式破砕機 (可燃性粗大ごみ用): 処理能力 5 t/日以上 5 h/日稼働
	燃焼設備	ストーカ方式 (72.5 t/日 × 2 炉構成) 全連続燃焼式 (1 日 24 時間運転)
	燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ方式
	排ガス処理設備	ばいじん対策 - ろ過式集じん器 (1 段) 塩化水素・硫黄酸化物対策 (有害ガス除去装置) - 乾式法 窒素酸化物対策 - 無触媒脱硝法 ダイオキシン類対策 - 活性炭・活性コークス吹込み式 水銀対策 - 活性炭・活性コークス吹込み式 減温塔 (必要に応じ設置)
	余熱利用設備	蒸気タービン (抽気復水式) 発電機定格出力 2,000kW 未満 余熱利用施設への供給 (最大 4 GJ) (今後検討)
	通風設備	平衡通風方式 煙突: 外筒・内筒集合式 (高さは 59m 以下)
	灰出し設備	焼却灰冷却装置: 半湿式 焼却灰貯留搬出 埋立処分: ピット方式貯留 → アームロール車で搬出 再資源化処理: ピット方式貯留 → 天蓋付ダンプ車で搬出
		飛灰処理搬出 埋立処分: 薬剤処理 → 灰ピット → アームロール車で搬出 再資源化処理: 飛灰貯留装置 → 切出装置 → 20.7t トレーラー車で搬出 (フレコンバック)
給水設備	プラント用: 井水 生活用: 上水 (井水の利用も可とする) 雨水も積極的に再活用する	
排水処理設備	プラント排水: 処理後に場内で再利用し無放流 (クローズド方式) 生活排水: 合併処理浄化槽処理 (河川放流) 雨水: 調整池で調整 (河川放流)	
電気・計装設備	電気設備: 高圧受電 計装制御装置: 分散型自動制御方式 (DCS)	
その他	駐車場、洗車場、車庫棟、資源保管ストックヤード棟等を設置 強風対策、塩害対策を実施	

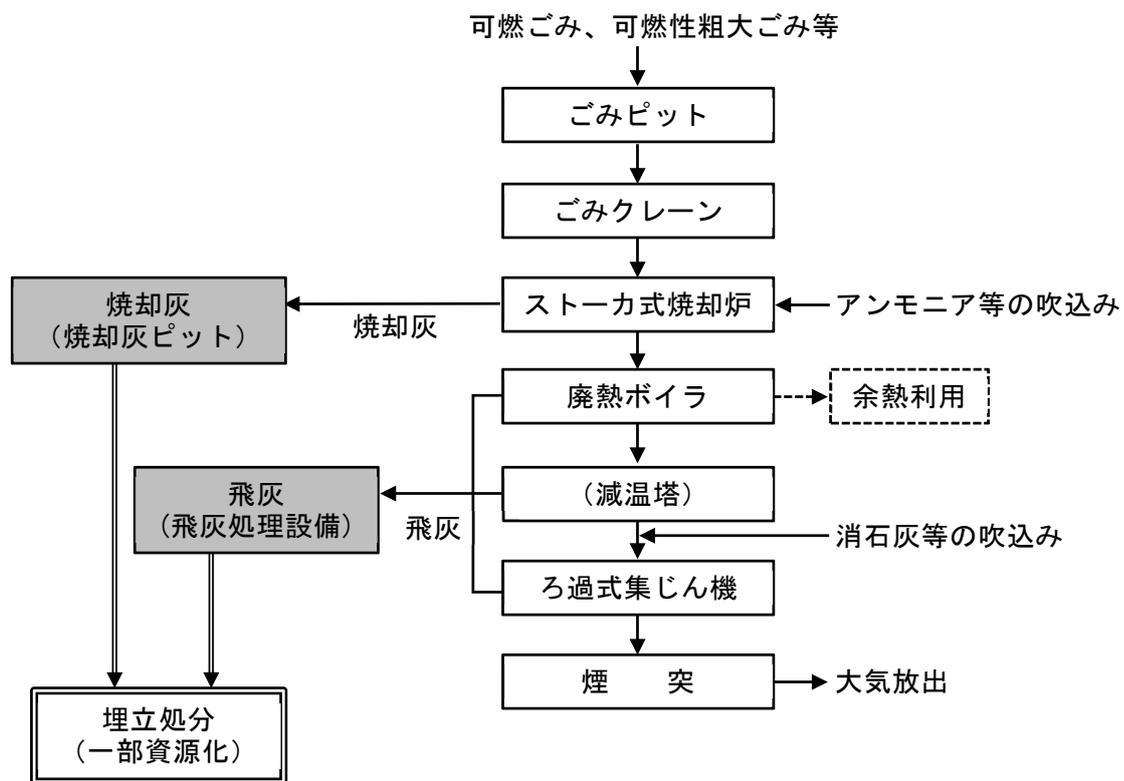


図 1 - 4 焼却施設の基本処理フロー

ア 排ガス処理設備

(ア) 有害物質と除去方法

排ガスに含まれる有害物質とその除去方法を表1-3に示す。

表1-3 有害物質と除去方法

項目	概要	除去方法
ばいじん	ごみ燃焼時に排ガスとともに舞い上がった灰分等の微粒子。排ガス中にばいじんが規制値以上含まれると、煙突から排出されるガスが灰色の煙として見える。	排ガスをフィルターに通してばいじんを捕集する、ろ過式集じん器（バグフィルタ）により除去する。集じん効率は90～99%。
塩化水素 (HCl)	ごみ中の厨芥や塩化ビニールなどには塩分を含むため、燃焼すると塩化水素が発生する。塩化水素も塩酸も主成分は同一であるが、ガス体の製品は塩化水素分子として存在する。水溶液は塩酸と呼ぶ。	消石灰(Ca(OH) ₂)等のアルカリ粉体を上述したろ過式集じん器（バグフィルタ）の前に吹込み、反応生成物をろ過式集じん器（バグフィルタ）によって乾燥状態で回収する。
硫黄酸化物 (SOx)	硫黄の酸化物の総称であり、硫黄酸化物(SOx)と略称される。酸性雨などの原因の一つとなる。ごみ中の紙類、厨芥、加硫ゴムなどに含まれている硫黄分を燃焼させることにより発生する。	
窒素酸化物 (NOx)	窒素の酸化物の総称であり、窒素酸化物(NOx)と略称される。光化学スモッグや酸性雨などを引き起こす大気汚染原因物質である。ごみ中の紙、厨芥などに含まれる窒素分や空気中の窒素が原因で、燃焼過程において発生する。	ごみ焼却炉内の高温ゾーン（800～900℃）にアンモニア(NH ₃)ガスやアンモニア水等の還元剤を噴霧し、窒素酸化物(NOx)を窒素ガス(N ₂)と水(H ₂ O)に分解除去する。
ダイオキシン類	有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンソ-パラ-ジオキシン(PCDD)等を略して、「ダイオキシン類」と呼ぶ。ダイオキシン類は塩素を含む物質の不完全燃焼等により生成する。主な発生源は、ごみの焼却による燃焼工程等の他、金属精錬の燃焼工程や紙などの塩素漂白工程など、様々なところで発生する。	ごみを高温で安定して焼却することでダイオキシン類を分解する。また、排ガス中に活性炭あるいは活性コークスの微粉を吹込み、後段のろ過式集じん器で捕集する。必要に応じて減温塔を設置し、排ガスを冷却設備で急冷（150℃～200℃）することで、ダイオキシン類の再合成を防ぐ。
水銀	ごみに含まれる水銀が燃焼時に蒸気水銀として揮発し、排ガス中の塩化水素と反応して60～90%が水溶性の水銀(HgCl ₂)として、残りは金属水銀(Hg)等として存在する。	ダイオキシン類除去に使用する活性炭や活性コークスで水銀除去が可能である。なお、水銀濃度が高い場合、間欠的に活性炭あるいは活性コークスの供給量を増やせるよう、供給装置の容量に配慮しておく必要がある。

イ 排水処理設備

焼却施設のプラント排水は、施設内で処理したうえで再利用し、河川等への放流は行わない。

また、生活排水は、合併処理浄化槽で処理した後、水路を通して河川（万之瀬川）に放流する。

雨水は貯留し、SSを除去後再利用する。余剰分は、調整池で流量調整のうえ、水路を通して河川（万之瀬川）に放流する。

生活排水及び雨水の排水経路は図1-5に示すとおりである。

プラント排水は無放流（再利用）とするため、以下の対策を講じる。

（ア）プラント系排水

焼却に伴って発生するプラント系排水は、無機物を中心とした排水であり、凝集剤等により沈殿物を生成し、それをろ過することによって処理する。処理後は再利用水槽に貯留し、プラント用水として再利用する。

（イ）洗車排水

廃棄物運搬車両などの洗車で発生する洗車排水は、油分分離した後、プラント系排水と合わせて適正な処理を行い、プラント用水として再利用する。

ウ 管理設備

本施設は、施設整備・運営コンセプトに「環境学習を始めとした環境教育の起点となる施設を目指す」と掲げており、環境学習・環境啓発の場として利用するとともに、災害時には避難所としても活用できる計画とする。

6 マテリアルリサイクル推進施設（粗大ごみ処理施設）の概要

（１）施設において処理する廃棄物の種類

粗大ごみ処理施設における対象物は、以下のとおりとする。

◇不燃ごみ

◇不燃性粗大ごみ

（２）施設の処理能力

「南薩地区新クリーンセンター施設整備基本計画」（平成 31 年 3 月）により、粗大ごみ処理施設の施設規模は 16t/日とする。

なお、粗大ごみ処理施設の計画処理量は表 1－4 に示すとおりである。

表 1－4 計画処理量（粗大ごみ処理施設）

項 目	排出量		施設規模
	t/年	t/日	t/日
不燃ごみ(破碎・選別処理)	3,210	8.79	—
不燃性粗大ごみ(破碎・選別処理)	159	0.44	—
小 計	3,369	9.23	16

出典：「南薩地区新クリーンセンター施設整備基本計画」（平成 31 年 3 月 南薩地区衛生管理組合）

備考：施設規模の算定方法は下記に示すとおりである。

施設規模＝（計画年間日平均処理量）÷ {（年間実稼動日数）/365 日} ×（計画月変動係数）

＝9.23 t/日 ÷（245 日/365 日）×1.15

＝15.8 t/日 ≒ 16 t/日

(3) 施設の処理方式

破碎機は、せん断力、衝撃力及びすりつぶし力等の破碎力を単独もしくは複合して用いており、種類によってそれぞれ適用可能なごみ質や処理能力があり、特性が異なる。

粗大ごみ処理施設の破碎設備は、不燃性粗大ごみ及び不燃ごみを対象とすることから高速回転破碎機とする。高速回転破碎機の例を図1-6に示す。上部から投入した廃棄物は、高速回転するハンマにより衝撃破碎(1次破碎)され、さらにハンマとグレートバーによりせん断破碎(2次破碎)されることで、目的粒度まで破碎され落下する仕組みである。ハンマの形状や向きにより分類され、不燃性粗大ごみ等の硬質ごみの破碎に適している。

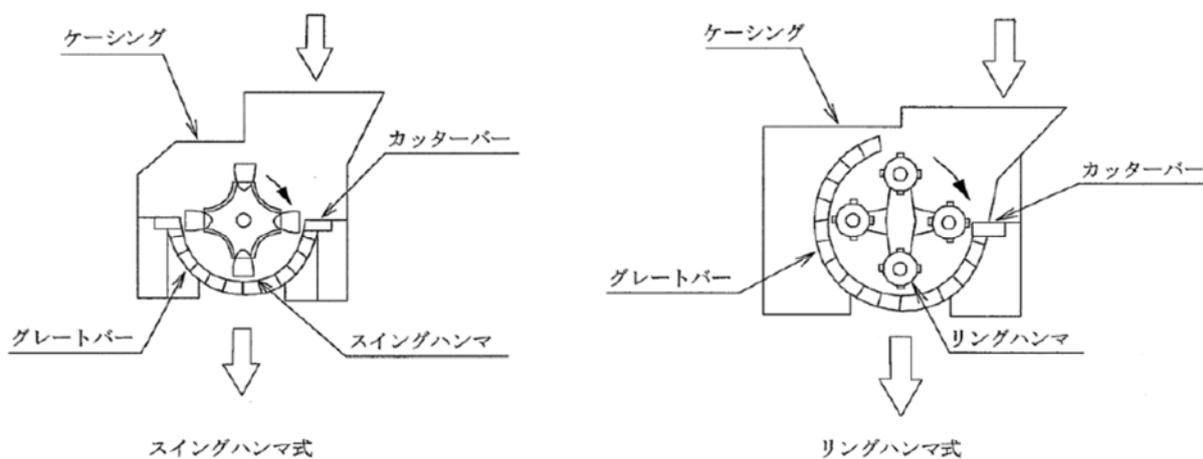


図1-6 高速回転破碎機の例

(4) 施設の構造及び設備

粗大ごみ処理施設の設備構成は表 1-5 に、基本処理フローは図 1-7 に示すとおりである。

表 1-5 粗大ごみ処理施設の主な設備構成

項目		主な設備構成	
主要設備	受入供給設備	計量機	焼却施設と兼用
		その他	プラットホーム床幅：18m 以上 貯留容量：3 日分以上
	破碎設備		低速回転破碎機、蒸気吹込対策（爆発対策） 高速回転破碎機
	搬送設備		受入コンベヤ：鋼板製エプロンコンベヤ（搬送速度可変式）
	選別設備	磁力選別機	永久磁石又は電磁石により主に鉄分等を吸着選別
		アルミ選別機	永久磁石回転式渦電流によりアルミを選別
		粒度選別機	一定の大きさの開孔又は間隔のあいたふるいにより異物の除去及び成分別の分離
		風力選別機	選別物に付着した可燃物などを風力により選別
	貯留・搬出設備		金属圧縮機を必要に応じて設置
	集じん設備		投入部、選別部、貯留部に適切な集じん設備を設置
	脱臭設備		活性炭吸着方式等
	給水設備		焼却施設（表 1-2）と同様
	排水処理設備		
	電気・計装設備		
	その他		

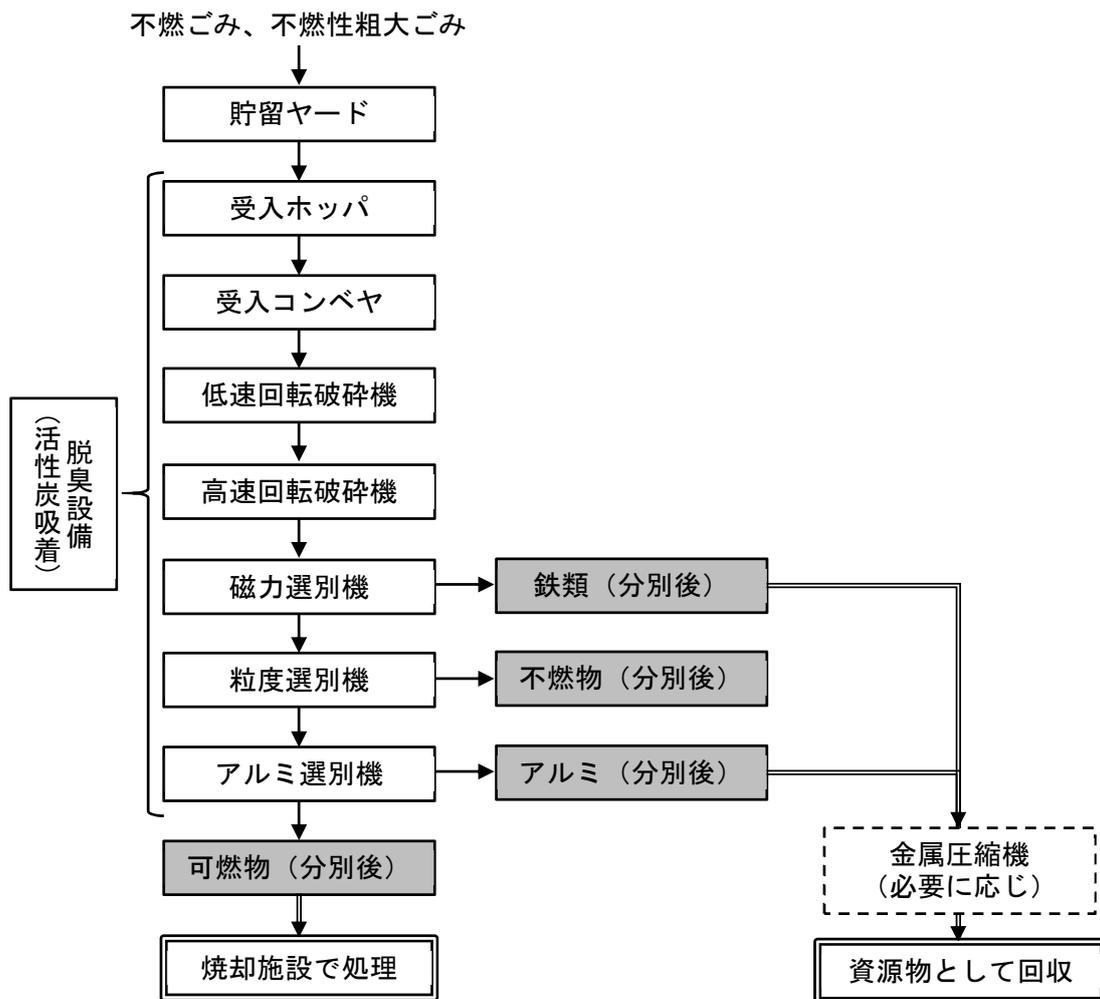


図 1 - 7 粗大ごみ処理施設の基本処理フロー

7 搬入計画

計画搬入台数は表 1-6～表 1-7、搬入日時は表 1-8 に示すとおりである。
また、搬入経路は図 1-8 に示すとおりである。

表 1-6 計画搬入台数（日平均）

地域	車両	平均車両台数 (台/日)
枕崎市 南さつま市 南九州市知覧町	収集車両・許可業者車両（パッカー車等）	25
	直接搬入（普通自動車等）	138
南九州市川辺町	収集車両・許可業者車両、直接搬入	101
日置市	収集車両・許可業者車両（パッカー車等）	28
	直接搬入（普通自動車等）	72
合 計		364

表 1-7 計画搬入台数（繁忙期(12月)の日平均）

地域	車両	平均車両台数 (台/日)
枕崎市 南さつま市 南九州市知覧町	収集車両・許可業者車両（パッカー車等）	26
	直接搬入（普通自動車等）	173
南九州市川辺町	収集車両・許可業者車両、直接搬入	126
日置市	収集車両・許可業者車両（パッカー車等）	29
	直接搬入（普通自動車等）	99
合 計		453

表 1-8 搬入日時

区分	搬入可能日	搬入可能時間	休業日
収集車両	月曜日～土曜日	8:30～12:00 13:00～17:00	日曜日、年末年始 (12月31日 [*] ～1月3日)
許可業者車両	月曜日～土曜日	8:30～12:00	
直接搬入		13:00～16:00	

※ただし、12月31日午前中は、収集車両のみ受入搬入を行う可能性がある。

8 環境保全計画

(1) 大気質

ア 排ガス自主規制値

焼却施設の排ガスは、「大気汚染防止法」に基づく基準省令による排出基準並びに「ダイオキシン類対策特別措置法」等を満足するとともに、周辺の状況や環境保全に留意して設定しなければならない。

本施設においては、これらの基準・指針等に基づき、周辺環境の保全を鑑みて、表1-9のとおり法規制値より厳しい自主規制値を設定し、それを厳守する。

表1-9 排ガスの自主規制値

項目	単位	自主規制値	法規制値
ばいじん	g/m ³ N	0.01 以下	0.08 以下
塩化水素(HCl)	ppm	50 以下	430 以下 *1
硫黄酸化物(SO _x)	ppm	50 以下	K 値=17.5 以下*2 (数千 ppm)*3
窒素酸化物(NO _x)	ppm	100 以下	250 以下
水 銀	μ g/m ³ N	30 以下	30 以下*4
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	0.05 以下	1 以下

*1 塩化水素の法規制値は、大気汚染防止法に基づく排出規制濃度700mg/m³Nをppmに換算した数値。

*2 K値とは、大気汚染の程度によって全国を16段階の地域に分け、設定された設定値

*3 硫黄酸化物の法規制値は、K値による規制が行われており、煙突高さや排ガス量、温度等の様々な条件のもので算出される。本施設では数千ppmの法規制値になる。

*4 水銀の法規制は、大気汚染防止法の改正に伴い、平成30年4月1日より、新設30 μ g/m³N、既設50 μ g/m³N以下に規制される。

イ 環境保全対策

自主規制値以外に、以下のとおり環境保全対策を講じる。

- ・排ガス処理設備を導入するとともに、機器の点検、整備・補修等の維持管理を適切に行う。
- ・煙突排出ガス中の大気汚染物質濃度や燃焼温度等を測定し、運転管理を適切に行う。
- ・粉じんが発生する機器又は場所には、環境集じん対策の設備の設置や機器類の屋内配置など対策を講じる。
- ・廃棄物運搬車両の運転者には、制限速度を遵守させ、空ふかしや無駄なアイドリングを行わないように指導を徹底する。
- ・廃棄物運搬車両は、十分に整備・点検を行うことにより、常に良好な状態で使用し、タイヤ洗浄を行う等環境への負荷を軽減する。

(2) 騒音

ア 自主規制値

事業計画地周辺は、「騒音規制法」及び「鹿児島県公害防止条例」に基づく特定工場等における第2種区域に指定されている。

これらの基準に基づき、周辺環境の保全を鑑みて、表1-10のとおり自主規制値を設定し、それを厳守する。

表1-10 騒音の自主規制値

区分		自主規制値	法規制値
騒音	昼間	60dB 以下	60dB 以下
	朝・夕	50dB 以下	50dB 以下
	夜間	45dB 以下	45dB 以下

注) 各時間区分の時間帯は、騒音規制法に基づき以下のとおりとする。

昼間 8:00～19:00

朝・夕 6:00～8:00、19:00～22:00

夜間 22:00～6:00

イ 環境保全対策

自主規制値以外に、以下のとおり環境保全対策を講じる。

- ・騒音発生源となる設備は基本的に屋内設置とし、外壁に面していない部屋に設置する。
- ・二重壁や内壁等に吸音材を貼り付ける等対策を行い、騒音基準を遵守する。
- ・設備は、低騒音型の機種を選定する。
- ・各設備の性能の維持に努め、異常な騒音を発生することがないように適切に維持管理を行う。
- ・廃棄物運搬車両の運転者には、制限速度を遵守させ、空ふかしや無駄なアイドリングを行わないように指導を徹底する。
- ・廃棄物運搬車両の搬出入は、通常のごみ処理受付時間帯に行い、早朝及び夜間には行わない。
- ・廃棄物運搬車両は、十分に整備・点検を行うことにより、常に良好な状態で使用し、環境への負荷を軽減する。

(3) 振動

ア 自主規制値

事業計画地周辺は、「振動規制法」に基づく特定工場等における区域指定はされていないが、基準及び周辺環境の保全を鑑みて、表 1-11 のとおり自主規制値を設定し、それを厳守する。

表 1-11 振動の自主規制値

区 分		自主規制値	法規制値
振動	昼間	65dB 以下	65dB 以下
	夜間	60dB 以下	60dB 以下

注) 各時間区分の時間帯は、振動規制法に基づき以下のとおりとする。

昼間 8:00～19:00
夜間 19:00～8:00

イ 環境保全対策

自主規制値以外に、以下のとおり環境保全対策を講じる。

- ・ 振動発生源となる設備は強固な基礎上に設置することとし、特に振動の大きい機器は独立基礎にするなど、防振基礎を設置する。
- ・ 設備は、低振動型の機種を選定する。
- ・ 各設備の性能の維持に努め、異常な振動を発生することがないように適切に維持管理を行う。
- ・ 廃棄物運搬車両の運転者には、制限速度を遵守させ、空ふかしや無駄なアイドリングを行わないように指導を徹底する。
- ・ 廃棄物運搬車両の搬出入は、通常のごみ処理受付時間帯に行い、早朝及び夜間には行わない。
- ・ 廃棄物運搬車両は、十分に整備・点検を行うことにより、常に良好な状態で使用し、環境への負荷を軽減する。

(4) 悪臭

ア 自主規制値

事業計画地のある南さつま市では、「悪臭防止法」に基づき特定悪臭物質による規制を行っており、事業計画地周辺はB地域に指定されている。

これらの基準に基づき、周辺環境の保全を鑑みて、表1-12のとおり自主規制値を設定し、それを厳守する。

表1-12 悪臭の自主規制値

特定悪臭物質名	自主規制値	法規制値
アンモニア	2 ppm	2 ppm
メチルメルカプタン	0.004ppm	0.004ppm
硫化水素	0.06 ppm	0.06 ppm
硫化メチル	0.05 ppm	0.05 ppm
二硫化メチル	0.03 ppm	0.03 ppm
トリメチルアミン	0.02 ppm	0.02 ppm
アセトアルデヒド	0.1 ppm	0.1 ppm
プロピオンアルデヒド	0.1 ppm	0.1 ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.03 ppm	0.03 ppm
イソブチルアルデヒド	0.07 ppm	0.07 ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.02 ppm	0.02 ppm
イソバレルアルデヒド	0.006ppm	0.006ppm
イソブタノール	4 ppm	4 ppm
酢酸エチル	7 ppm	7 ppm
メチルイソブチルケトン	3 ppm	3 ppm
トルエン	30 ppm	30 ppm
スチレン	0.8 ppm	0.8 ppm
キシレン	2 ppm	2 ppm
プロピオン酸	0.07 ppm	0.07 ppm
ノルマル酪酸	0.002 ppm	0.002 ppm
ノルマル吉草酸	0.002 ppm	0.002 ppm
イソ吉草酸	0.004 ppm	0.004 ppm

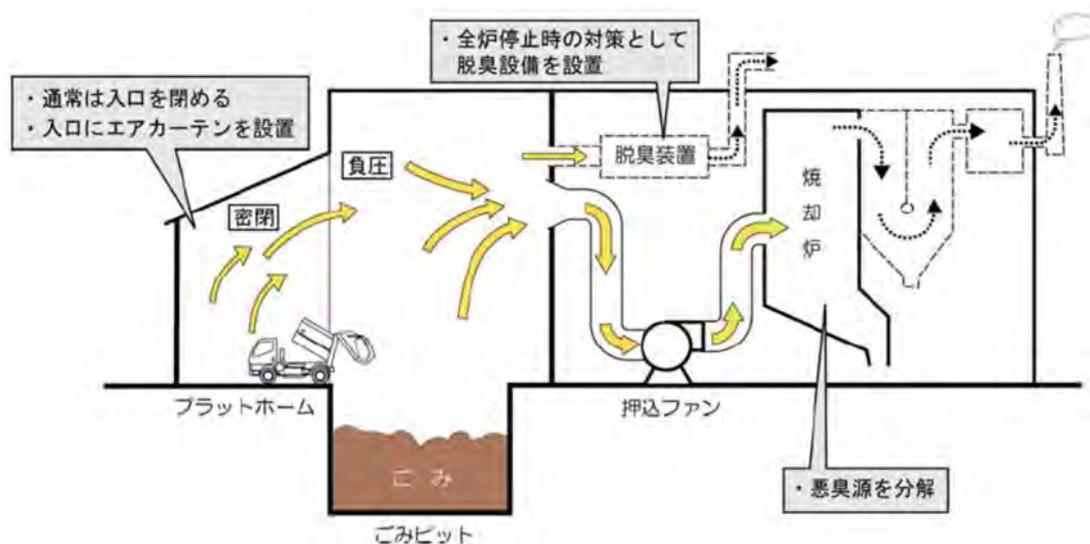
イ 環境保全対策

自主規制値以外に、以下のとおり環境保全対策を講じる。

- ・高温燃焼による分解により、悪臭の発生を抑制する。
- ・プラットホーム及びごみピットは屋内式とし、プラットホームの扉は、ごみの搬入時以外は自動的に閉めるとともに、プラットホーム出入口にエアカーテンを設置する。

また、通常時は、プラットホーム内の空気を吸入し、ごみ燃焼用空気として使用することにより、プラットホーム内を負圧に保って悪臭のもれを防ぐ。

- ・全炉停止時の臭気対策として、活性炭脱臭設備を設置する。
- ・悪臭の発生しやすい機器又は場所には臭気対策を講じる。
- ・洗車設備の適正な利用により、車両のごみ臭を低減させる。
- ・車両の通行に際し、ごみ、汚水の飛散防止に努める。
- ・ごみ収集車の汚水タンクの水を定期的に排出するよう指導を徹底する。



出典：「南薩地区新クリーンセンター施設整備基本計画」（平成31年3月 南薩地区衛生管理組合）

図1-9 悪臭対策のイメージ

(5) 水質

ア 自主規制値

生活排水の排出先となる万之瀬川水域は、「水質汚濁防止法」に基づく上乗せ排水基準が設定されている。

本施設は特定事業場には該当しないが、これらの基準に基づき、周辺環境の保全を鑑みて、表 1-13 のとおり自主規制値を設定し、それを厳守する。

表 1-13 生活排水の自主規制値

項目	単位	自主規制値	法規制値
水素イオン濃度	—	5.8~8.6	5.8~8.6
生物化学的酸素要求量	mg/L	日間平均 30 最大 40	日間平均 30 最大 40
浮遊物質	mg/L	日間平均 40 最大 60	日間平均 40 最大 60
大腸菌群数	個/cm ³	3,000	3,000

イ 環境保全対策

自主規制値以外に、以下のとおり環境保全対策を講じる。

- ・焼却施設のプラント排水は、施設内で処理したうえで再利用し、河川等の公共用水域への放流はしない。
- ・生活排水は、合併処理浄化槽で処理した後、水路を経由して公共用水域に放流する。
- ・放流水について定期的に水質検査を行い、その結果を記録し、状況把握に努める。

(6) 景観

以下のとおり環境保全対策を講じる。

- ・焼却施設（特に煙突）及び粗大ごみ処理施設は、近隣の住宅からできるだけ離隔距離をとった配置とする。
- ・景観に配慮し、高さをできるだけ抑える形状とするとともに、色彩・材料等景観に配慮する。
- ・道路・隣地との境界部は積極的に緑化を図り、周辺環境や周辺からの景観に配慮する。